

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寝屋川市 源泉徴収票等の作成に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は源泉徴収票等の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等の作成に関する事務
②事務の概要	・報酬等の支払に当たり源泉徴収を行い、取りまとめの上税務署へ申告納付し源泉徴収票を発行する。 ・支払調書を税務署に提出する。 ・給与支払報告書を市区町村に提出する。
③システムの名称	統合型内部事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収ファイル(会計室用)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計室
②所属長の役職名	会計室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市 総務部総務課 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市 会計室 072-825-2418
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについては、施錠付のロッカー等で保管、取扱者を限定し、情報漏洩のリスクについて定期的に情報共有を図っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについては、施錠付のロッカー等で保管、取扱者を限定し、情報漏洩のリスクについて定期的に情報共有を図っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	所属長	中村 貴次	三木 徹男	事後	
平成28年11月29日	対象人数	2015/8/31	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	2015/8/31	2016/4/1	事後	
平成30年1月31日	対象人数	2016/4/1	2017/4/1		
平成30年1月31日	取扱者数	2016/4/1	2017/4/1		
平成30年4月1日	対象人数	2017/4/1	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	2017/4/1	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職名	三木 徹男	会計室長	事後	
平成31年2月5日	「IV リスク対策」の追加				
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日 時点	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成31年2月1日 時点	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	072-824-1181	072-825-2418	事後	
令和2年10月9日	システムの名称	財務会計システム	統合型内部事務システム	事後	
令和2年10月9日	対象人数	令和2年4月1日 時点	令和2年7月31日 時点	事後	
令和2年10月9日	取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和2年7月31日 時点	事後	
令和2年10月9日	評価実施期間における担当部署①部署	会計室	会計室、総務課	事前	国勢調査調査員報酬支払のため
令和2年10月9日	②所属長の役職名	会計室長	会計室長、総務課課長	事前	国勢調査調査員報酬支払のため
令和3年12月24日	対象人数	令和2年7月31日 時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年12月24日	取扱者数	令和2年7月31日 時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年12月24日	監査	内部監査のみ	自己点検及び内部監査	事後	
令和3年12月24日	評価実施期間における担当部署①部署	会計室、総務課	会計室	事後	国勢調査調査員報酬支払が完了したため
令和3年12月24日	②所属長の役職名	会計室長、総務課課長	会計室長	事後	国勢調査調査員報酬支払が完了したため
令和3年12月24日	6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	事後	
令和4年10月12日	対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月12日	取扱者数	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年8月1日	対象人数	令和4年9月1日時点	令和5年8月1日時点		
令和5年8月1日	取扱者数	令和4年9月1日時点	令和5年8月1日時点		
令和7年2月13日	対象人数	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年2月13日	取扱者数	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業		「十分である」 特定個人情報の取扱いについては、施錠付のロッカー等で保管、取扱者を限定し、情報漏洩のリスクについて定期的に情報共有を図っている。	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 「十分である」 特定個人情報の取扱いについては、施錠付のロッカー等で保管、取扱者を限定し、情報漏洩のリスクについて定期的に情報共有を図っている。	事後	